

労働者の賃金に関するアンケートの集計結果【工事】

【アンケートの概要】

1. 目的

本市が発注した工事に従事する労働者の実情を把握することを目的に実施するものである。

2. 対象工事

川越市役所本庁舎耐震改修工事

3. 対象者

川越市役所本庁舎耐震改修工事の元請企業及び下請企業（2次下請以降も含む）

元請企業：3者、下請企業：41者、計：44者

4. 回答する労働者の範囲

現在及び過去において工事現場で直接従事した労働者

5. 回答する賃金について

現在従事している労働者は現時点の賃金、過去に従事したことのある労働者は直近において支払った賃金

6. アンケートの内容

- ①賃金水準の比較（平成25年4月1日以降）
- ②賃金水準が変化した場合のそれぞれの理由
- ③この工事における常用労働者数及び日雇労働者数
- ④1日あたりの賃金の最高額、最低額及び平均額

7. 方法

契約課から対象業者に対して調査票を配布し、返信用封筒により返送してもらう方法とした。

8. 配布日

平成26年8月18日

9. 提出期限

平成26年9月5日までに契約課へ返送

10. 回答状況

35者から回答（回答率 79.54%）

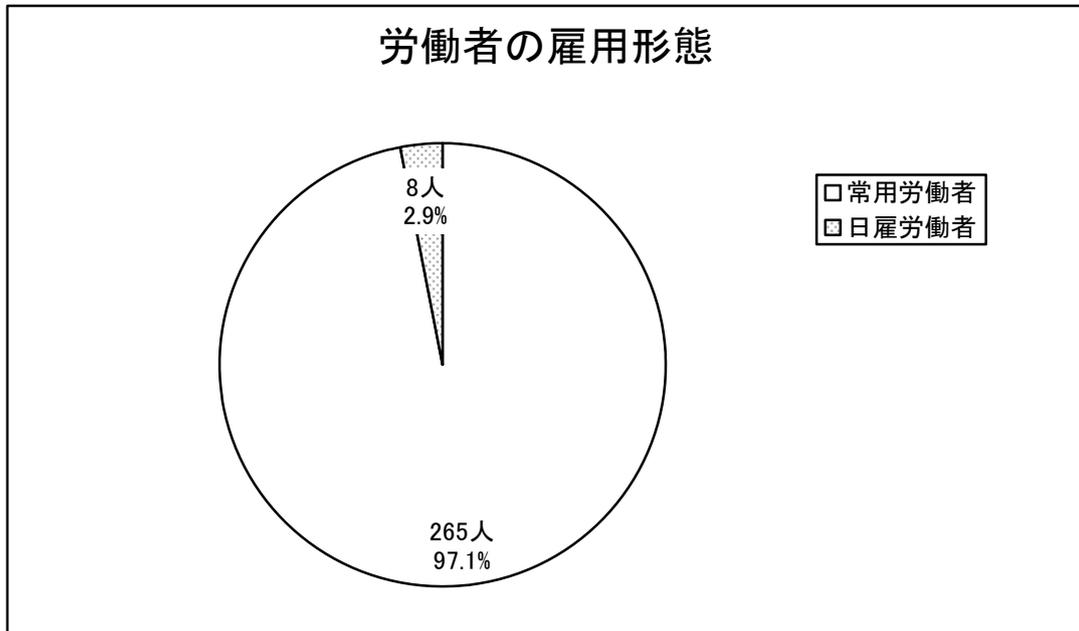
11. アンケート用紙

別紙のとおり

回答結果

1. 労働者の雇用形態

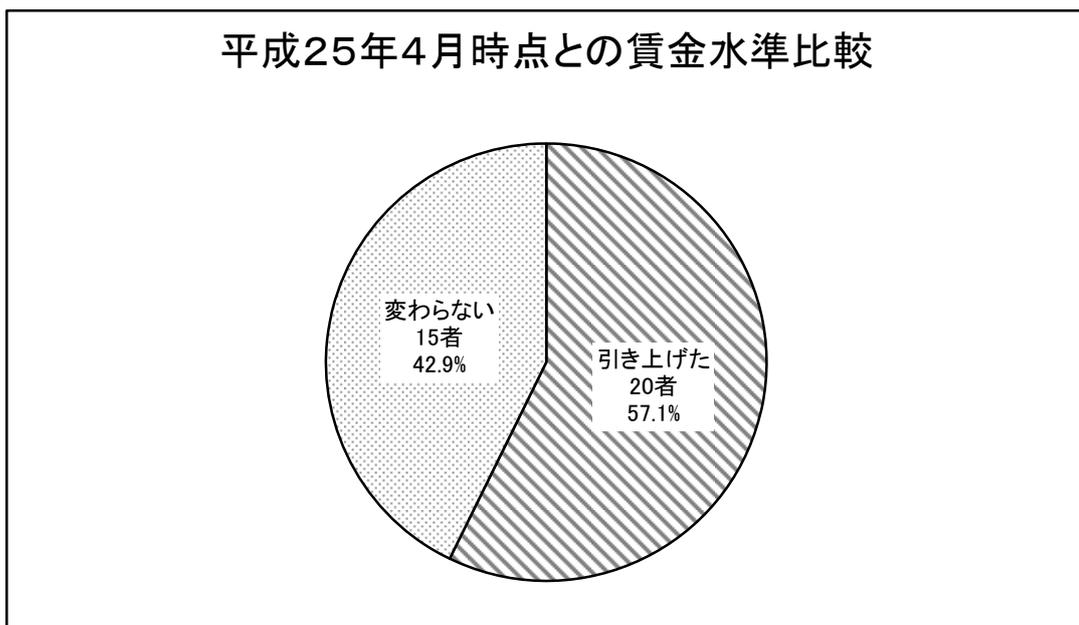
労働者を雇用形態で見ると、常用労働者は265人、日雇労働者は8人であった。



2. 賃金水準調べ

①平成25年4月時点との賃金水準比較

平成25年4月時点と比較した場合の賃金水準は、「引き上げた」が20者、「変わらない」が15者であった。

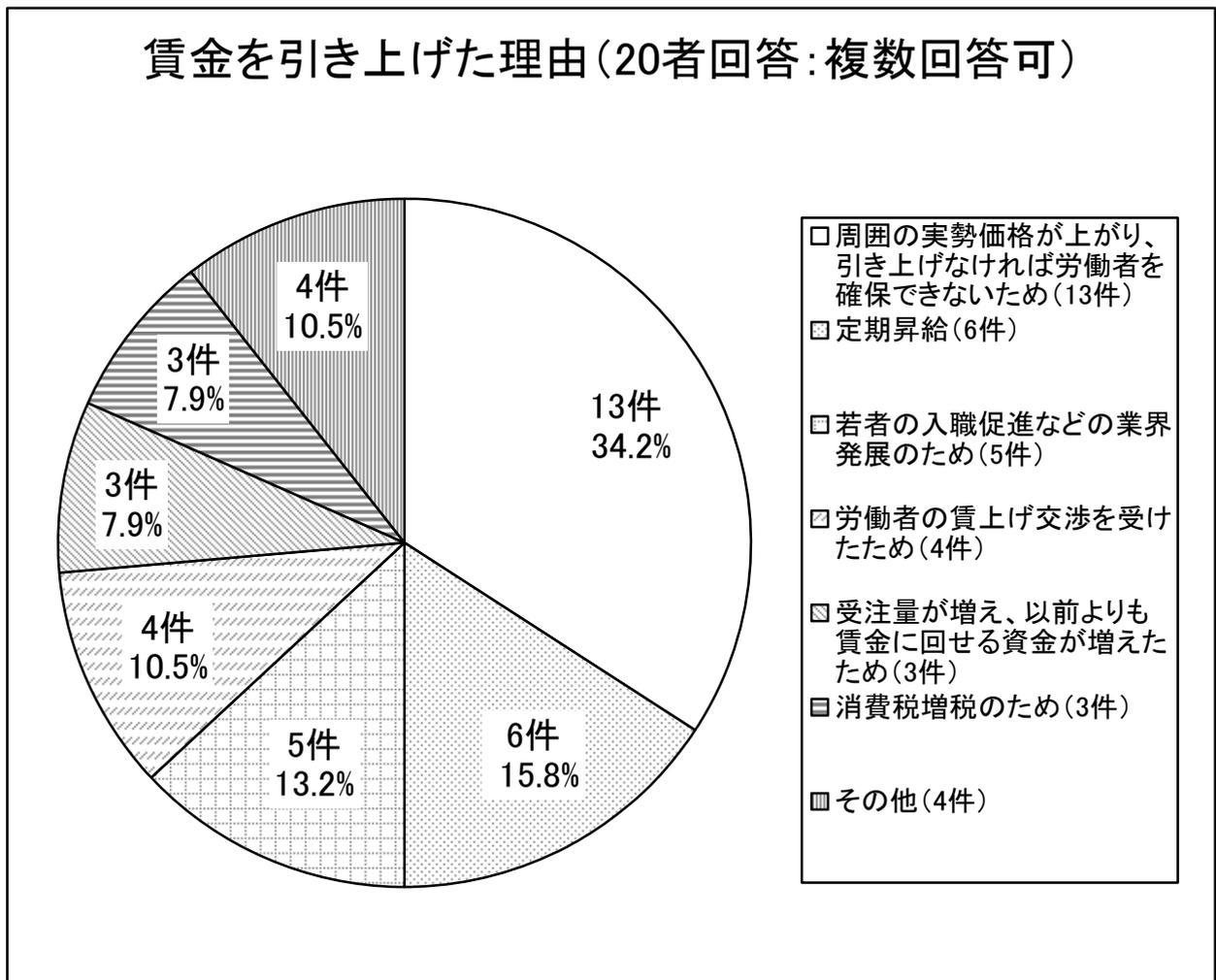


②賃金を上げた理由

賃金の引上げを行った20者のうち、その理由として、一番多く挙げられた理由は、「周囲の実勢価格が上がり、引き上げなければ労働者を確保できないため」であった。

次に多く挙げられた理由は、「若者の入職促進などの業界の発展のため」であった。

また、その他の回答として一番多く挙げられた理由は、「定期昇給によるもの」であった。



その他内訳(各1件)

労務単価の上昇を反映した額で契約できたため

オリンピックなどの工事に人出がとられると見込んだため

社員の流出を防ぐため

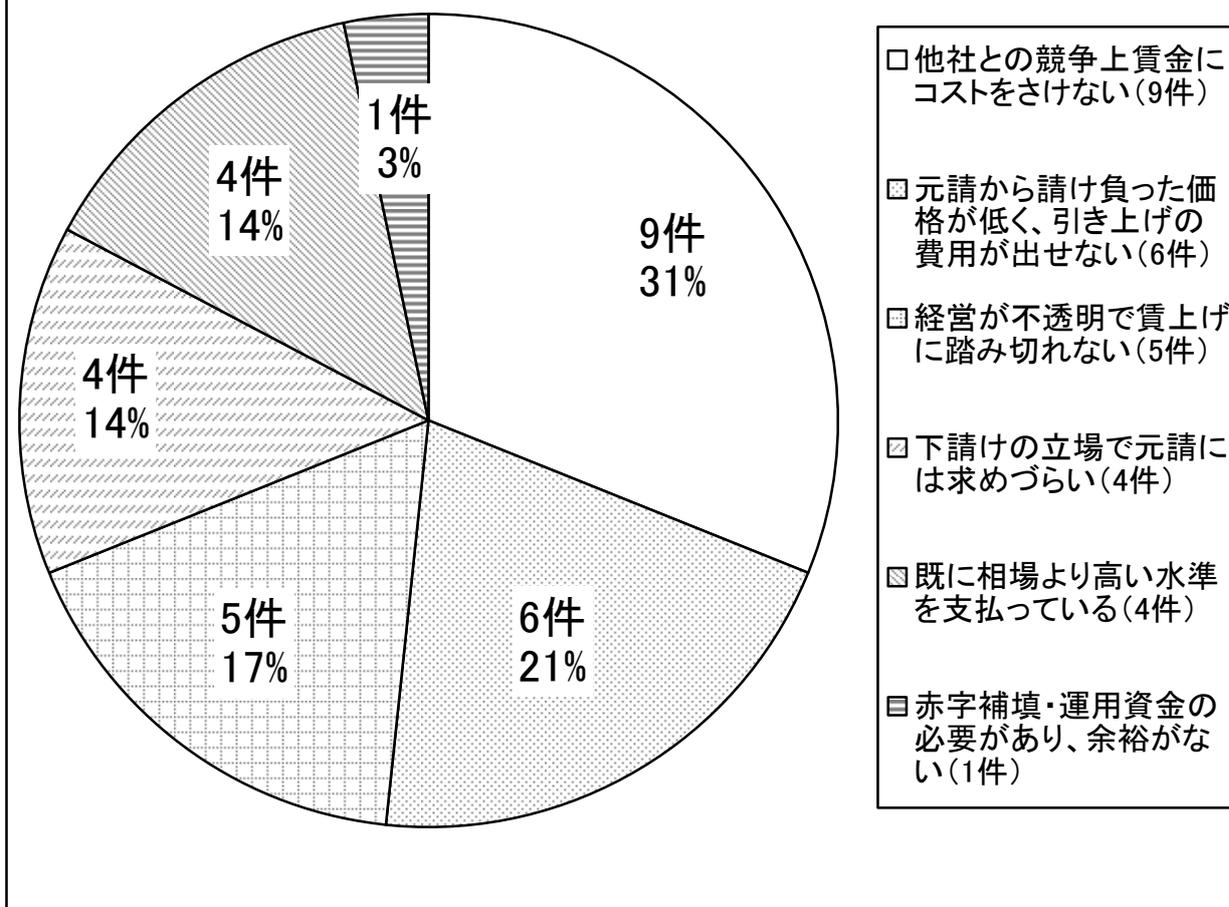
労働者確保のため

③賃金が変わらない理由

賃金が変わらないと回答した15者のうち、その理由として、一番多く挙げられた理由は、「他者との競合上賃上げにコストをかけられない」であった。

次に多く挙げられた理由は、「経営が不透明で賃上げに踏み切れない」であった。

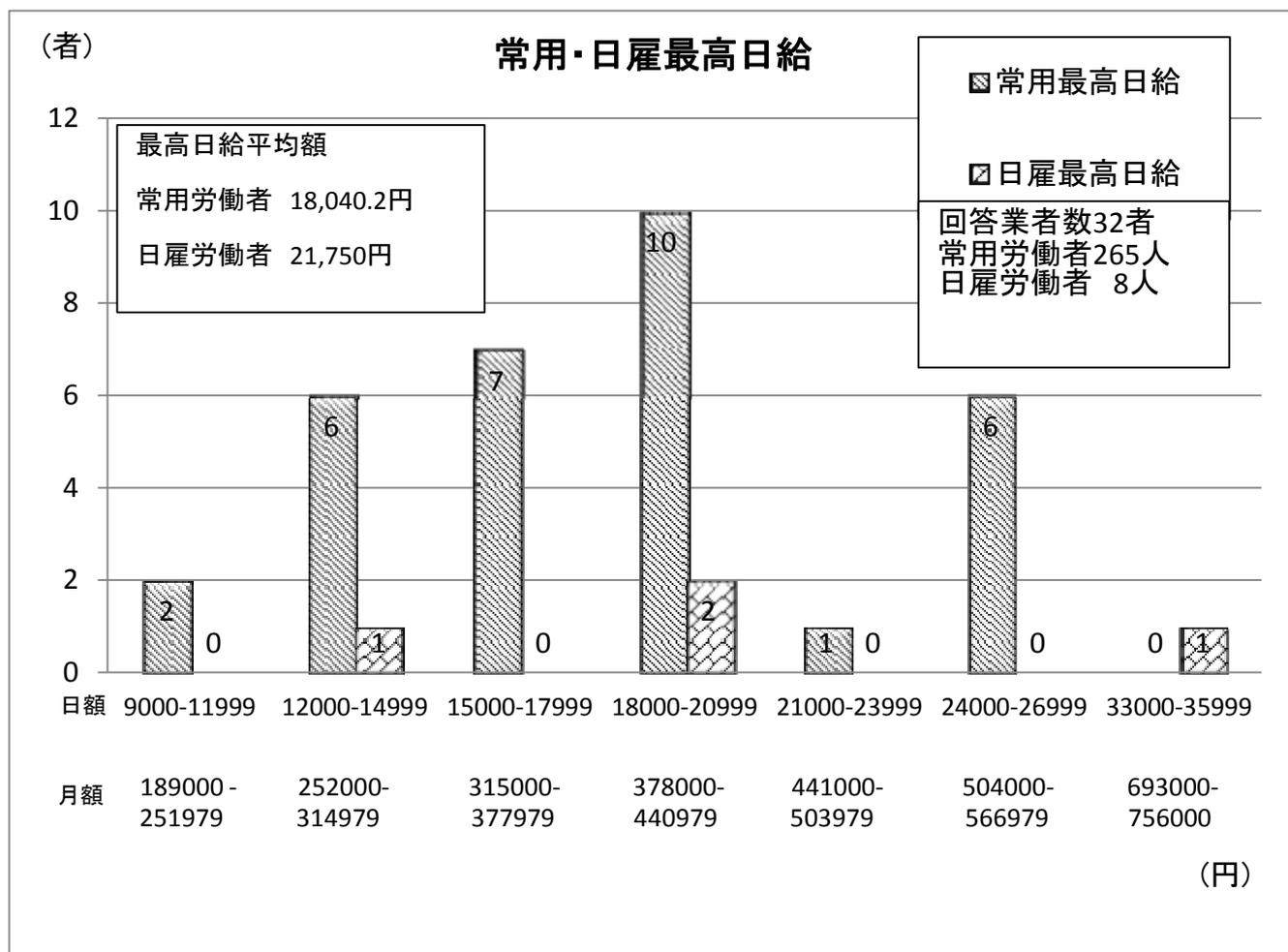
賃金が変わらない理由(15者回答:複数回答可)



④最高額

1日あたりの最高額の調査結果を見ると、常勤労働者は、9,000円から11,999円が2者、12,000円から14,999円が6者、15,000円から17,999円が7者、18,000円から20,999円が10者、21,000円から23,999円が1者、24,000円から26,999円が6者であった。

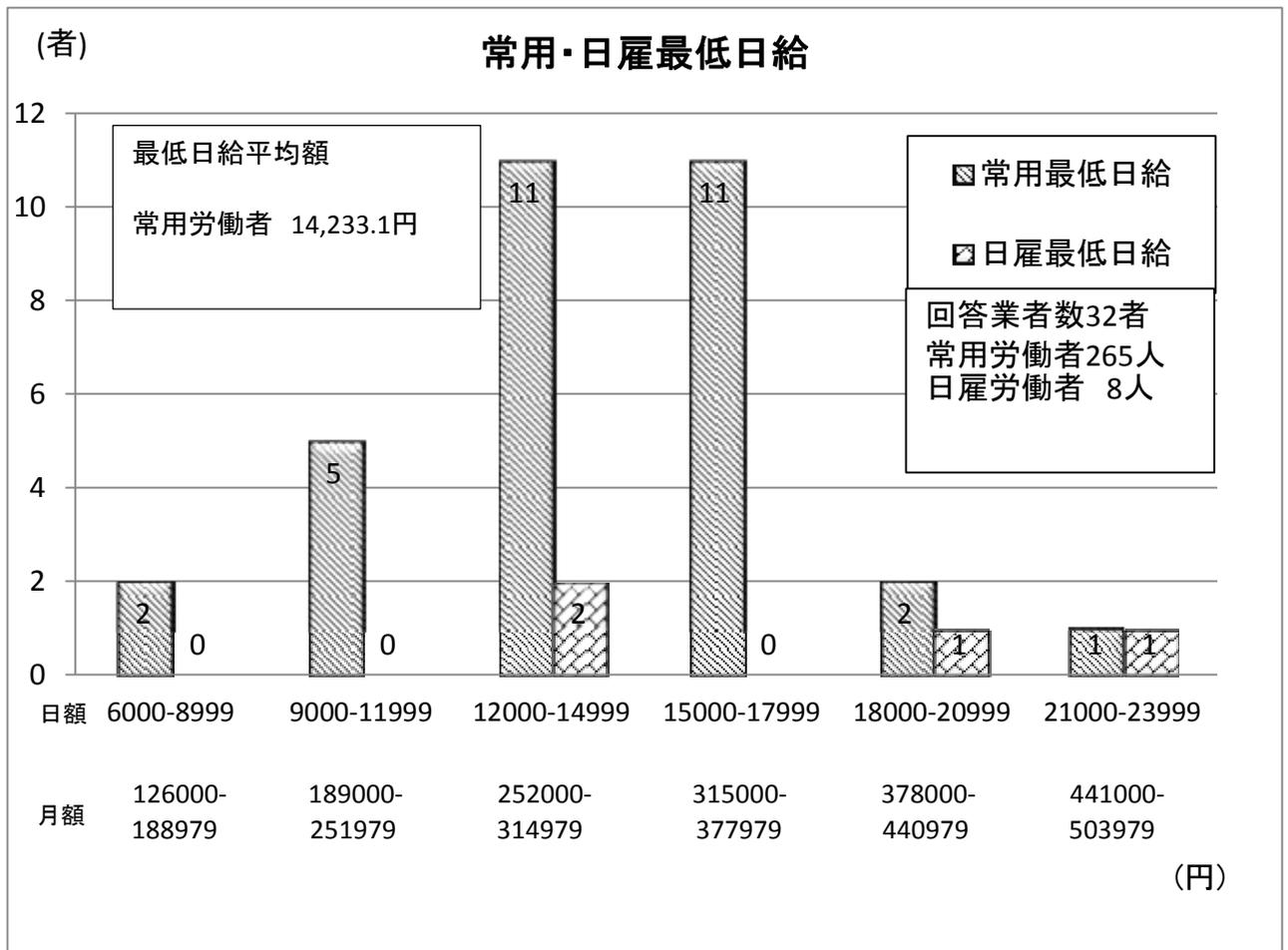
また日雇労働者では、12,000円から14,999円が1者、18,000円から20,999円が2者、33,000円から35,999円が1者であった。



⑤最低額

1日あたりの最低額の調査結果を見ると、常用労働者は、6,000円から8,999円が2者、9,000円から11,999円が5者、12,000円から14,999円及び15,000円から17,999円が共に11者、18,000円から20,999円が2者、21,000円から23,999円が1者であった。

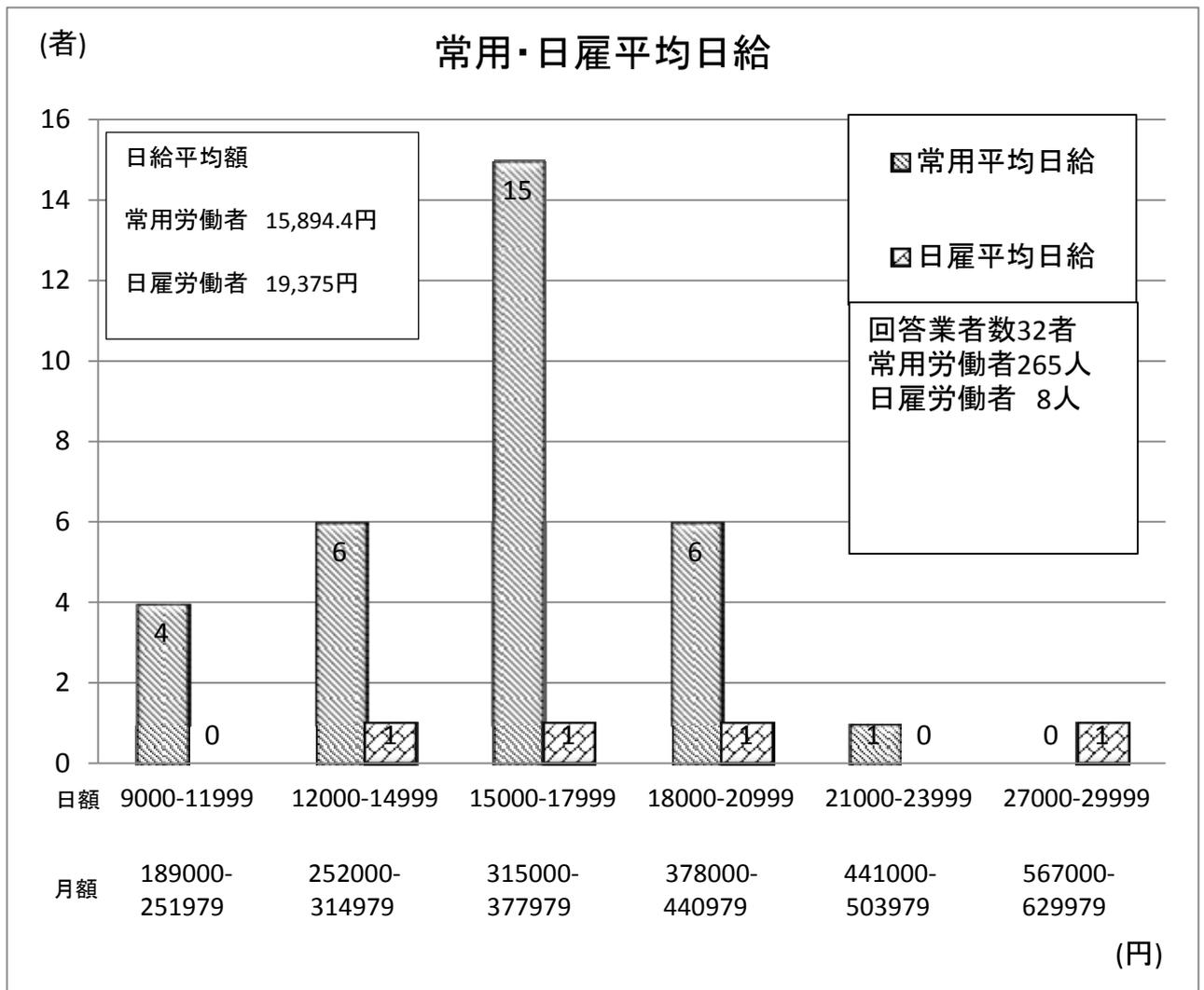
また、日雇労働者では、12,000円から14,999円が2者、18,000円から20,999円及び21,000円から23,999円が共に1者であった。



⑥平均額

日あたりの平均額の調査結果を見ると、常勤労働者は、9,000円から11,999円が4者、12,000円から14,999円が6者、15,000円から17,999円が15者、18,000円から20,999円が6者、21,000円から23,999円が1者であった。

また、日雇労働者では、12,000円から14,999円、15,000円から17,999円、18,000円から20,999円、27,000円から29,999円が共に1者であった。



労働者の賃金に関するアンケートのご協力のお願い

日頃より、市政推進にご協力いただき、ありがとうございます。

このアンケートは、本市において今後の公契約のあり方について調査・研究を行うため、本市が発注した工事に従事する労働者の実情を把握することを目的に実施するものです。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

- 1 アンケートの対象工事 川越市市役所本庁舎耐震改修工事
- 2 アンケートの対象者 この工事の元請企業及び下請企業（2次下請以降も含む）
- 3 回答する労働者の範囲 現在及び過去において工事現場で直接従事した労働者
- 4 回答する賃金について 現在従事している労働者は現時点の賃金、過去に従事したことのある労働者は、直近において支払った賃金について回答してください。
- 5 回答方法 アンケート調査票にご記入のうえ、別添の返信用封筒を使用して、郵送してください。
【郵送先】
〒350-8601 川越市元町 1-3-1
川越市役所契約課 工事担当
- 6 回答期限 平成26年9月5日（金）までをお願いいたします。

【電子メールでもご回答いただけます】

調査票の様式は川越市公式ホームページにも掲載しております。

掲載箇所：川越市公式ホームページ

「トップページ」→「入札の広場」→「お知らせ」→「労働者の賃金に関するアンケート」

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/genre/0000000000000/1320105609746/index.html>

電子メールの送付先：keiyaku@city.kawagoe.saitama.jp

※本調査は、今後の施策の参考資料とするために、本市が発注した工事に従事した労働者の実情を把握する目的で実施するものであり、受注者における支払賃金額の適否を判断するためのものではありません。

※本調査への回答内容は、従業員の方への支払賃金額を拘束するものではありません。

【問い合わせ先】川越市役所総務部契約課 工事担当

電 話 049-224-5632（直通）

電子メール keiyaku@city.kawagoe.saitama.jp

川越市発注の建設工事に係る賃金に関するアンケート

貴社名		作業工種	
-----	--	------	--

◎「川越市役所本庁舎耐震改修工事」の現場に直接従事された労働者についてお尋ねします。

問1 平成25年4月時点と現在を比較して賃金水準はどうなりましたか。該当する項目にチェックしてください。

- 引き上げた 引き下げた 変わらない

問2 問1で「引き上げた」と回答された場合、その理由を次の1～7から選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 公共工事設計労務単価が上昇したため
- 2 労務単価の上昇を反映した額で契約できたため
- 3 受注量が増えるなど、以前よりも賃金に回せる資金を確保できるようになったため
- 4 労働者からの賃上げ交渉を受けたため
- 5 周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため
- 6 若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えたため
- 7 その他(理由をカッコ内に記入してください。)

()

問3 問1で「引き下げた」または「変わらない」と回答された場合、その理由を次の1～8から選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 元請負人が労務費の引き上げに応じてくれないため
- 2 元請負人(民間業者を含む)から請け負った価格が低く、賃金引上げの費用が捻出できないため
- 3 下請負人の立場では元請負人に賃金引上げの費用を求めづらいため
- 4 赤字補填や運転資金に充当する必要があり、技能労働者の賃金水準の引き上げに回す余裕がないため
- 5 他社との競争上賃金にコストをかけられないため
- 6 経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れないため
- 7 既に相場よりも高い水準の賃金を支払っているため
- 8 その他(理由をカッコ内に記入してください。)

()

問4 この工事に従事した労働者の人数と1日あたりの賃金について、下欄に記入してください。

就労形態	従事者人数 (A)	1日あたりの賃金 《最高額》 (B)	1日あたりの賃金 《最低額》 (C)	1日あたりの賃金 《平均額》 (D)
常用労働者 ※1	人	円	円	円
日雇労働者 ※2	人	円	円	円

【記入上の注意事項】

※1「常用労働者」とは、継続的に雇用されている労働者をいいます。

※2「日雇労働者」とは、1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている労働者をいいます。

(A) 欄には、この工事に従事した労働者の人数を記入してください。

(B) 欄には、この工事に従事した労働者のうち、賃金が最も高かった人の1日あたりの賃金額を記入してください。

(C) 欄には、この工事に従事した労働者のうち、賃金が最も低かった人の1日あたりの賃金額を記入してください。

(D) 欄には、この工事に従事した労働者の全員の1日あたりの賃金の合計額を「従業者人数(A)」で割った額を記入してください。(1円未満の端数は切り捨て)

【1日あたりの賃金の算出方法】

○月給を1日あたりの賃金に換算する場合

月給（基本給とその他諸手当をすべて含む）÷実労働日数（他の工事に従事した日数を含む。）（1円未満の端数は切り捨て）

○時給を1日あたりの賃金に換算する場合

時給×8時間

本調査は、今後の施策の参考資料とするために実施するものであり、支払賃金の適否を判断するものではありません。また、回答内容は、従業員の方への支払賃金を拘束するものではありません。

【問い合わせ先】川越市総務部契約課 工事担当

電話 049-224-5632（直通）

電子メール keiyaku@city.kawagoe.saitama.jp